

産業構造審議会 商務流通情報分科会 割賦販売小委員会 第12回 議事録

日時：平成27年5月28日（木曜日） 13時00分～15時00分

場所：経済産業省別館3階312会議室

○山本委員長 定刻になりましたので、ただいまから産業構造審議会商務流通情報分科会割賦販売小委員会の第12回を開催いたします。

皆様方におかれましては、ご多忙中のところご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

議事に進みます前に、委員、オブザーバーの出欠状況及び配付資料の確認を事務局からお願いいたします。

○苗村商取引監督課長 委員、オブザーバーの出欠状況についてご連絡をさせていただきます。まず、丸山委員、それからオブザーバーの赤松様及び万場様にご欠席と伺っております。

次に、配付資料でございますけれども、お手元の資料の2枚目に配付資料一覧がございます。今回は資料1から4、それから参考資料及び委員提出資料1がございます。もし不足、乱丁等ございましたら、議事の途中でも結構ですので、事務局までお知らせいただければと存じます。

あと、大変申しわけありませんけれども、クーラーが入らないものですから部屋が暑くなっておりまして、もしよろしければ上着等、おとりいただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○山本委員長 それでは、討議に入ります。本日の議題は、特定商取引に関する法律の検討状況及び割賦販売法における対応について、もう1つの論点といたしまして、これまでの検討を踏まえた措置の方向性についてとなっております。

まず、特定商取引に関する法律の検討状況及び割賦販売法における対応についてといたしまして、消費者庁の山田取引対策課長より、特商法の見直しの状況についてご報告いただき、さらに事務局から、この議題に係る論点メモについて説明の上、皆様にご議論いただきたいと存じております。

それでは、山田課長からご説明をお願いいたします。

○山田消費者庁取引対策課長 ありがとうございます。資料2、特定商取引法の見直し

の状況についてという紙をごらんください。

特商法は、平成20年改正の附則におきまして、施行後5年を経過した時の見直しという規定がございます。これは割販法も同じだと思います。ということで、ことしの1月に総理から消費者委員会に見直しについての諮問が行われまして、具体的には3月から特定商取引法専門調査会を消費者委員会に置きまして、現在まで5回開催されて議論が行われているところでございます。

具体的な中身でございますけれども、まず1.の①ということで、権利に関する問題が取り上げられております。これは、平成20年改正のときに、商品と役務については指定制が撤廃されたところ、当時は権利をめぐるトラブルがそれほど多くないということもあって、権利に関しては外延が不明確になるという問題もあるし、トラブルもそれほど起きていないということで、権利については指定制を外さないという結論であったわけです。

その後、施行後に権利をめぐるトラブルが非常に多くなっているという状況がございます。ここに投資目的の権利売買と書いてございますけれども、CO₂排出権とか金の採掘権であるとか著作権の支分権であるとか、さまざまな権利の名を使って、消費者のお宅を訪問して、被害に遭うというものが急増してございますので、ここについて消費者団体などから速やかに指定権利制を撤廃してほしいという議論もございました。

それから、投資目的の権利というような少し詐欺的な感じのものに加えて、まともな権利の取引というものも出てきております。これは、インターネットの世界の中で、共同購入クーポンなどでは権利譲渡構成をとっているとみられるものも多くございまして、技術の進化に伴って、むき出しの権利売買が行われている。これに関してもトラブルがかなりたくさん起こっているという状況がございます。これらの状況を踏まえて、指定権利制を廃止した上で、権利の外延については財産権ということで、その範囲まで拡大しようということで、こちらは2回ほど審議いたしまして、まだ専門調査会としてのとりまとめなり答申は出ておりませんが、委員の間では合意に至っているということが確認されてございます。

次に、②美容医療サービスでございます。美容医療サービスは、現在、特定継続的役務の規制対象でないのですが、やはりトラブルが急増しているということもございますので、これは法改正というよりか、政令改正事項なのですが、特定継続的役務提供の規制対象にするかどうかということ一度議論いたしました。このときには、規制の対象とすべきということについて、肯定的な意見が多く寄せられたところでございます。

少し細かいところで、具体的な規制の範囲をどのようにするかというようなところでまだ業界との調整などが残っておりますので、これは今後また調整して政令改正につなげていくということかなと思っております。

次に、③訪問販売、電話勧誘販売等の勧誘に関する問題についてということでございます。ここについては、20年改正で再勧誘禁止の規定が入ったわけでございますけれども、どうも再勧誘禁止が守られていないという実態もわかってきておりまして、消費者の側も、いわゆる招かざる勧誘を受けた場合に、後々消費者満足が低い、不本意な形で契約を結んでいることも多いということもわかってまいりましたので、この勧誘に関して規制を少し強めることはできないかというようなことを議論し始めております。こちらについては一度、4月28日に議論ただけでございまして、次は6月10日に事業者からのヒアリングなどを行って、今後、議論を深めていくということとしています。

それから、この1ページには書いていないのですが、④として、きのうちょうど特定商取引法の専門調査会がございまして、そこでは執行の強化についての議論が行われました。執行の強化はどういうことが問題になっているかという、会社法などで法人の設立が非常に簡単になったということもありまして、現在、特商法では処分しても処分しても、次々新しい法人格をつくって、実際上は同じ事業者なのですが、次々と違法行為を繰り返すというようなことが常態化しておりまして、このところで執行を強化する何らかの手当てができないかということでございます。

きのう具体的に議論されましたのは、今は法人に処分の効力を及ぼしているわけですが、それを役員等——役員等というのは、役員だけではなくて実質的に支配力のある人間とか、実質的に違法なビジネスのノウハウをもって、それを教え歩いている人間とか、そういう個人に対しても効力を及ぼすことができないかという話でありますとか、あとは参入規制のようなことを少し検討してはどうかとか、最近、立入検査とか報告聴取に関して、それを平然と拒絶する悪質事業者もふえていますので、そこら辺についての罰則を強化してはどうか。それから、この場でも少しご紹介しましたが、居場所がわからない、名前がわからないインターネット上に存在している事業者に対して、今は民法上で公示送達というのをやり始めたところなのですが、民法の規定によらずに、特商法の中で個別に公示送達の規定は置けないかというような議論をいたしまして、おおむねその方向でさらに検討を深めるようにということで、きのうは終わっております。

今後の予定ということで、2ページにまいります。6月10日に、また勧誘に関する問題

を行います。6月24日には、インターネット通販に関する問題とかアポイントメントセールスに関する問題を議論いたします。恐らく勧誘に関する問題はなかなか合意がとれないと思いますので、あと数回、勧誘に関する問題と、きのう少し議論になっておりました事前の参入規制を仮に設けるとしたらどんな形になるのだろうかというようなあたりを7月、8月に議論いたしまして、8月の終わりに一旦とりまとめをするということでございます。

一旦とりまとめをするというのは、消費者委員会の委員の任期、それから専門調査会の委員の任期も全て8月末で一旦切れますことから、8月末の段階で、そこまでに合意されていることについてと、合意されていないことについては、合意されていない状態で一旦とりまとめを行って、また必要があれば9月以降、さらなる審議を行うということで、総理の諮問に対する答申は、恐らくは9月以降のさらなる審議を経た上で出されることになるだろうと思っています。

私からの説明は以上でございます。

○山本委員長 どうもありがとうございました。続きまして、事務局から資料3について説明をお願いいたします。

○苗村商取引監督課長 それでは、私からは資料3の論点メモに基づきまして、ご説明をさせていただきます。このメモは、先ほど山田課長からお話がありましたもののうち、法律レベルで割販法に特に関係いたします指定権利制の見直しの話を中心にまとめたものでございます。

それでは、1. 現行規定についてということでありますけれども、まず割販法の表がございましたように、割販法では割賦販売、これはいわゆる自社割賦及びローン提携販売については指定制が残っているという状況で、他方、包括信用購入あっせんと個別信用購入あっせんについては、このように商品と役務については指定制ではなく、権利につきまして、包括信用購入あっせんについては、定義上は権利全体が対象となっている。ただ、個別の規定にまいりますと、米印に書いてありますように、支払い可能見込み額調査ですとか、書面交付ですとか、契約解除の制限、賠償額の制限、抗弁に関する規定については指定権利が対象となっているという形になっております。個別信用購入あっせんにつきましては、権利につきましては指定権利制が残っているという形になっております。

特商法につきましては、ここの表にありますように、基本的には権利については指定権利制というような形になっているということでございます。

1 ページの一番下の(2)の表でございすけれども、個別信用購入あっせんにつきまして

は、特商法と連動した規定が幾つかございます。書いてありますように、勧誘に係る調査につきましては、割販法では特定契約と呼んでおりますけれども、いわゆる特商法5類型の契約について、勧誘に関する調査等を義務づけたり、書面交付でありますとかクーリングオフ、過量販売に係る申し込みの撤回、不実告知等による意思表示の取り消しについて規定が置かれているということでございます。

2ページにまいりますけれども、前回、法改正における検討経緯でございます。ここに書いてありますように、平成20年改正におきましては、割賦購入あっせん、これが現在の包括信用購入あっせん和個別信用購入あっせんの前身になるものですが、これについては商品、役務を対象とするものについては原則適用とする一方、権利については指定制を維持した。

それで、前のほうの2者であります割賦販売及びローン提携販売につきましては、商品、権利、役務のいずれについても従前の指定制を維持したということになっております。

その背景といたしましては、(2)に書かせていただいておりますように、割賦販売等につきましては、①2者間または実質的に2者間の取引であること、②市場規模が極めて小さいこと、③特に割賦販売については事業者の資金調達力及び与信能力の限界等から、消費者に対し多額の与信は困難であり、被害額も限定的になり、消費者トラブルは極めて限定的と考えられること、④商品等を分割払いで受領する取引は普遍的に行われており、特段トラブルが生じていない分野まで規制を及ぼすことは事業者の負担が大きく、また、ネガティブリスト化も困難であることを背景として指定制の見直しは行わなかったというようにしております。

(3)でございますけれども、他方、割賦購入あっせんにつきましては、商品についてはおおむね原則適用制とする方向で検討が進められ、役務、権利については、審議の過程では外延の不明確さから指定制を撤廃することに慎重な意見もありましたけれども、役務につきましては、当時並行して検討が進められておりました特商法において、原則適用制とする方向であったこと、特商に係るクレジット取引がクレジット取引に関する相談の大半を占めていたこと等を踏まえて原則適用制とする方向が示されました。一方で、権利につきましては、特商法においても見直しを行わない方向であったことを踏まえ、見直しは行わないこととされたということで、こうした経緯を踏まえながら、今回、指定権利制の見直しが特商法で進んでいることを踏まえて、どのように考えていくかということでございます。

2.をごらんいただければと思いますけれども、まず(1)にありますように、割賦販売等、自社割賦及びローン提携販売につきましては、上の(2)の①から④の取引実態に変化が生じたとは考えにくいのではないかとみておりまして、見直しの対象とする必要はないのではないかとこのようにしております。

(2)にありますように、他方、割賦信用購入あっせんを前身とする包括信用購入あっせん及び個別信用購入あっせんについては、特商法が適用対象とする取引に係る取引を適用対象とすることについて検討を行う必要があるのではないかとこのことです。

具体的には3ページにまいりまして、個別信用購入あっせんにつきましては、現在問題化している権利の販売につきまして、広く利用されているとはいえないというものがございますけれども、その反面、いわゆる特商5類型の取引に係る取引について、特商法と連動した民事効を規定しているということもありますので、権利の販売についてのみ両法で適用対象が異ならせる理由に乏しいのではないかとこのようにしております。連動しているのですけれども、そもそもこちらで権利について対象になっていないとなると、その部分について連動できないということになります。

若干補足させていただきますけれども、1ページ目の表のうち、下の連動する部分だけを見直すということではなくて、こうしたこともあるので、1ページ目の一番上の表にある指定権利、全体的なものについて指定制をとって権利にしようというご提案でございます。

(4)でございますけれども、包括信用購入あっせんについては、クーポン購入あっせんサイト等でクレジットカードが利用されているという実態はございます。ただ、これまでご議論いただいていますように、クレジットカード取引自体が原因となってトラブルが生じているというわけではなくて、トラブルを生じさせているサイト等でクレジットカードを利用できるにすぎないといえるのではないかとこのようにしております。ただ、他方で権利についてのみ指定権利制を維持するという積極的な理由もないのではないかと考えております。

いずれにしましても、特商法の見直しについては検討が継続中ですので、本日、割販法のほうで先に最終的な結論を得るのは難しいと思っております。ですので、本日コメントをいただき、検討を進めていく上での留意点などをご提起いただきまして、そうしたものを参考にしながら、ここに書きました特商法との整合性ですとか過剰な規制とならないことの両面に配慮し、検討を継続するということにさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○山本委員長　　どうもありがとうございました。それでは、ただいまご説明があった内容についてご議論をいただきたいと存じます。一応、予定といたしましては35分程度、14時あたりまでの時間はとってございますが、そこは流れで進めさせていただきたいと思います。

なお、ただいま事務局からもご説明がありましたように、特商法の改正がなされたら割販法をどうするかということの意味は、特商法の5類型と連動した民事効を規定しているところだけを見直すというのではなく、割販法全体を見直すという意味です。したがって、先ほど指摘のあった3ページの記載のほかにも2ページの一番末行にある「特商法が適用対象とする取引」というのは、特商法6類型取引という意味ではなくて、特商法が適用対象とする商品、役務、権利という趣旨だということにご理解の上、ご意見をお出しいただければと思います。

それでは、いかがでしょうか。では、尾島委員。

○尾島委員　　これは大したことではないといえ大したことないので、最初に確認させていただこうということですが、権利について、指定制を廃止した上で権利の外延を財産権まで拡大する方向でということなのですが、通常、財産権といった場合は所有権も入ってくるわけで、そうすると商品との関係は一応整理しておく必要があるかなと、それだけです。

○山本委員長　　所有権は除く趣旨だと思いますが、山田課長から。

○山田消費者庁取引対策課長　　商品の場合は、所有権は商品に附帯していますので、所有権は除くということでございます。

○山本委員長　　ほかにご質問、ご意見ございますか。では、池本委員、お願いします。

○池本委員　　意見を申し述べます。自社割賦販売、ローン提携販売についてどう取り扱うかという問題、この場合には商品、役務が指定制になっているところを含めて、どう取り扱うかの問題と、指定権利のところだけ残っている信用購入あっせんについてどう取り扱うかという2つの論点として受けとめました。

まず、自社割賦販売、ローン提携販売については、基本的に見直しの必要はないのではないかという事務局の提案に私も賛成したいと思っております。と申しますのが、まずは何よりも現実にトラブルが多数発生しているかというところをみて、それほど深刻なトラブル、多数のトラブルという状況にはなっていない。前回の改正当時からみても、この分

野でトラブルがそんなにふえているということはないという点が1つ。

それから、もっと大きな理由は、先ほどのご説明の中でも既にあったと思いますが、自社割賦販売は、指定制を廃止するということは、販売主体が与信するわけですから、販売主体が、適用対象が横に広がってしまう。特に割賦販売を店舗で行った場合も含めて広がるということになれば、どこまでのものを規制し、何を外すかというのを一から議論しなければいけない。その作業をして、必要以上の規制にならないようにというのを細かくやっていくということは膨大な作業になると思うのですが、冒頭申し上げたように、そこに手をつけて規制を検討しなければならないほどの被害実態というのは、現実のところないのではないか。ローン提携販売は、一応与信者は別ではありますが、クレジット協会の統計資料をみても、ほとんど数字にも上がっていないような状態ですから、この部分も特に手をつける必要はないのではないかというのが結論であります。

2番目に、信用購入あっせんについて、特商法と連動して廃止という方向を検討するかどうかについては、私は特商法と連動して指定制を廃止すべきだという意見であります。

実は、特商法を検討している専門調査会にも私は入っているので、そこでの議論で若干補足しますと、指定権利制廃止というのが、権利の取引の中で、現在のものでは少ないのを大幅に適用対象を横に広げようというよりは、現在の取引のほとんどは、役務を取引として読み込めるのだ。ただ、権利と称して脱法的に販売している問題、取引が一定範囲あるので、そういう脱法を防ぐために権利の取引も入れるようにしようと。これが被害実態から来る、あるいは取引の実情から来る議論の出発点だと理解しております。その意味では、指定権利制を廃止したから突然、適用対象が大幅に広がるということではないというところが実質的な理由ということになります。

それから、形式的な理由としては、信用購入あっせんをやっておられる与信業者、クレジット会社としていえば、その主体が信用供与の対象になって上がってくるものですから、現在、商品、役務については基本的に不動産を除けば全部入ってきている。権利というように名目を変えるかどうかというところで、これは外してよいとかという今のような例外的なものを検討せず、基本的には適用対象として書面交付とか一定の対応をしていただくということだから、特にクレジット会社に対して新たな大きな負荷をかけるということにもならないのではないかと考え、基本は特商法と割販法は、特に民事規定などでは連動した規定を置いてあるということからすれば、ここは連動して指定権利制を廃止すべきであると考えます。

以上です。

○山本委員長　ほかにご意見、ご質問等ございますか。大谷委員、お願いします。

○大谷委員　私からも、今回の指定権利制については、特商法との整合性を図って廃止する方向でというようにお願いしたいと思っております。

特に、資料3の(4)の包括信用購入あっせんについてなのですが、クーポン等のサイトでクレジットカードが使われる実態が多いということは確かですが、それだけではなく、カードが使えるということで、特に電話勧誘販売であるとか業務提供誘引販売のような情報商材を使ったような取引でもカードが使われる場面が出てきております。その場合に、業者が解約に応じない理由の1つとして、例えば、今回は商品を販売する権利を買っていたにしているのだというようなことを理由に挙げるケースも多くなってきておりますので、できれば特商法と連動してということを念頭に置いていただければと思っています。

○山本委員長　ありがとうございます。ほかにご意見、ご質問ございますか。鈴木委員、お願いします。

○鈴木委員　私も今の大谷委員と全く同じ意見でして、やはりこの部分は特商法と連動するべきではないかと思っています。

というのは、今、ネットで内職商法というのが非常に広がってしまして、その中で、例えばダイエット食品であったり、犬のサプリメントであったり、いろいろなものがあるのですけれども、それを販売する権利を得る契約をしたという相談が非常にふえています。それは権利ではなくて、権利もどきというか、権利という言葉を使っているだけだと思われる事例がみられますので、この部分については連動していただければと考えております。

○山本委員長　ありがとうございます。お三方から、信用購入あっせんについては、個別、包括問わず、指定制を廃止すべきであるというご意見が出されました。論拠につきましても、権利もどきというのがふえている。したがって、権利について、指定という形で、権利の種別に応じて規制を及ぼすというスキームでは、消費者問題の解決において支障が生ずるというようなご意見であったかと思います。

他方、池本委員は、そのように指定権利制を廃止しても適用対象が広がるものではないとおっしゃいましたが、そこはちょっと正確を期する必要があるまして、指定権利制をなくすると適用対象は大幅に広がるわけです。今、何のトラブルもない権利にもこれは全て

広がっていく。しかし、それは余り大したことではないのではないかというのが池本委員のご趣旨であったのかなと思います。

ほかにご意見、ご質問ございますか。二村委員。

○二村委員 ありがとうございます。指定権利制を特商法で廃止した場合に、権利一般に広げるということに反対するものではないのですが、ざくっと大ぐくりに、指定権利制が廃止された場合に、割販法においても指定制を廃止するか否かということではなくて、一体どの条項の、どういう効果について、指定制を廃止するとどうなるのかということを確認せずに、イエスかノーかという議論はちょっと荒っぽ過ぎないか。

具体的にみていきますと、例えば指定制を廃止した場合に、個別クレジットに関していえば、今の規定そのままでいくと、各所の勧誘時の調査から何から、だつと行為規制のところが広がっていきます。それに対して、包括信用購入あっせんの実態でみると、例えば包括支払い可能見込み額の調査というところが何か変わるかということ、余り変わることはないだろう。あるいは、それに合わせた極度額の規制が変わるかということ、これも変わることはないだろう。そうすると、実態の部分でいうと、賠償額の制限や抗弁接続という民事効のところのインパクトというぐあいで、その2つ、個別と包括で意味も全く違ってくるはずなのです。それが1点目です。

それから、単に脱法規制ですと、脱法があるからというのであれば、むしろ脱法を取り締まるという方向の話であって、脱法があるからクレジット業者にも行為規制の範囲をさらに広げましょうという議論であるとする、それはちょっと粗雑ではなかろうか。中身としてきちっと押さえていただいて、これは確かに単に脱法の問題ではなくて、指定制をとること自体がマイナスである、あるいは行為規制のところで権利一般に広げることが妥当だということを検証していただいた上で、私はそれができるということを前提に、指定制が特商法で廃止された場合に、割販も連動するというに異論を唱えるわけではないという意見でございます。

○山本委員長 本日の事務局の論点メモの趣旨ですけれども、決してトータルにイエス、ノーを皆さんに問うているわけではなく、この文章の3ページでは、(3)と(4)できちっと分けて書いて、書いている中身も若干違うわけです。ただいまの二村委員のご指摘は、それだけの分け方で十分かという問題もあり、ルールとの関係で、さらに精緻に検証していくことも必要ではないかというご指摘であったかと思います。

それでは、今そういうご指摘もございましたので、もうちょっと深掘りしたご意見とか

ご提案、ご質問があればさらにご発言をお願いしたいと思います。——一応14時までは時間がありますけれども、無理に長引かせるつもりもないので、もし本当にご意見がなければこのくらいということで承らせていただきまして、さらに事務局において検討をお願いしたいと思います。

基本的には、今、二村委員からもご指摘がありましたように、あるルールとの関係で、適用範囲を商品、役務、権利の種別で画してくということが、果たして合理的かどうかという判断だと思うのです。民法、あるいは消費者契約法のような民事の一般法であるとか消費者契約の一般法において、商品、役務、権利の種別で画すなどという発想はそもそもないわけです。

しかし、特商法、あるいは割販法のルールというのは、一般ルールからすると非常に例外的なルールであるということで、伝統的には特商法も割販法も指定制でやってきたわけですが、平成20年改正において、例えば訪問販売のクーリングオフというのは、訪問販売の世界では一般的なルールなので、何を買ったか、どういう役務を受けることを約束したかで区別する必要はないという判断がされ、そこは廃止されましたが、権利については指定制が残っている。今回、どうも権利も一般化するということがよくありますので、割販法サイドとしては、割販法で規律されているルールが、割販法の適用領域において、商品、役務、権利の種別で適用範囲を異ならしめる合理性がないほどの一般的なルールであるかどうか。それは、場合によっては個別クレジットと包括クレジットにおいて、さらに検討してみて差が出るかもしれないし、出ないかもしれない。その辺を検討すべきであるというのが、皆さんのきょうの総意だと思いますので、そのように承らせていただきます。

それでは、次の論点といたしまして、これまでの検討を踏まえた措置の方向性について、事務局から資料の説明をし、皆様にご議論いただきたいと思います。それでは、よろしくをお願いします。

○苗村商取引監督課長　それでは、資料4をごらんいただければと思います。この資料は、これまでいただいた検討の内容を踏まえた形で、措置の方向性について簡単にまとめさせていただいたものであります。

今後、報告書案を事務局でまとめさせていただく上で、ある意味、幹の部分について確認しながら進めていきたいということもありますので、ご議論をいただきたいと思います。そういう意味では、紙の量も限られていますので、細かいところについては、きょうの意見を踏まえながら書いていって、また報告書の段階でごらんいただくというようなことに

なろうかと思います。

それでは、1. 取引実態全般の状況についてということで、まず(1)に書かせていただいておりますように、クレジットカード利用が盛んな国、地域を中心に、オフアス化が進む傾向がある。我が国でも同様の傾向がみられて、従前、1つのカード会社がイシューアーとアクワイアラー、いずれの機能も果たすことが一般的であったが、イシューアーとアクワイアラーが異なるオフアス取引が一般化し、アクワイアラー専門業者も増加しつつあるということとしております。

(2)でありますけれども、割賦販売法は、当初、消費者、加盟店、カード会社の3者間取引を前提に整備された経緯があり、アクワイアラーについて開業規制や行為規制、番号情報保護を除いてそういう規定を置いておりませんが、日本におきましては、専門業者を含めまして、アクワイアラーが適正な取引環境維持に自主的に取り組んできたとされる。

若干補足させていただきますと、もちろん割賦販売法自体は累次の見直しを経まして、定義の面におきまして、いろいろな民事効につきましても、4者化を踏まえた規定の整備は進められてきているわけですが、そもそも取引構造の根本的な部分について、イシューアー中心に組み立てられているということをこういう形で書かせていただいております。

それで、専門業者を含め、アクワイアラーは適正な取引環境維持に自主的に取り組んできたというのは、一言で申し上げれば、悪質な加盟店が入り込むと、イシューアーとアクワイアラーを兼ねているので、そのような形でお互いさまということで、悪質な業者を加盟店にしないというような取り組みが自主的に行われてきたということを書かせていただいております。

(3)でございます。平成20年改正以後、クレジットカード取引に係る相談、苦情が増加傾向であることが指摘されている。その上で、この相談、苦情の内容を検討すると、消費者保護の観点から問題があるとはいえない事案も含まれており、事業者の取引に問題がある事案についても、先日、国民生活センターからのプレゼンテーションがありましたけれども、加盟店取引に起因するものが大半で、クレジットカード取引がトラブルを生じさせているとはいえないのではないかと。ただし、近年、P S Pが増加しており、その中には海外アクワイアラーに取引を取り次ぐ者もあること等を背景として、従前の自主的な取り組みのみでは取引環境の適正化を図ることが難しくなりつつあるということがうかがわれるのではないかとしております。

2. 制度的な措置の要否に係る考え方についてということで、(1)にありますように、このような状況を踏まえまして、消費者保護の観点から問題を生じているのは、クレジットカード利用環境を提供しているイシューア、アクワイアラーというよりは、カード利用が可能な加盟店であり、この観点からは、まず悪質な加盟店の是正が必要であるというようにしております。

(2)にまいりますけれども、他方、クレジットカード取引の取扱高は堅調な拡大をしております。政府としてもキャッシュレス取引の拡大に取り組んでいます。そうしたところ、自主的な取り組みを行わない者が増加し、取引環境の適正化が機能しない状況が顕在化すれば、クレジットカード取引の安全な利用環境の維持ですとか、健全な競争に深刻な悪影響を生じかねないということで、環境変化を踏まえた枠組みの見直しを行う必要があるのではないかと書いております。

(3)でございますけれども、割販法の目的が書いてございますが、取引の公正の確保、購入者が受ける損害の防止に必要な措置を講ずることにより、割賦販売等に係る取引の健全な発達、購入者等の利益を保護し、あわせて商品等の流通及び役務の提供を円滑にし、もって国民経済の発展に寄与するという割販法の目的にも鑑み、取引実態に整合的で、クレジットカード取引システムの健全な発展に寄与し、クレジットカード取引を利用する全ての消費者の利益保護に資する制度のあり方という観点からも、具体的な措置のあり方を検討することが必要であるというようにしております。

3. 具体的な措置についてでございますけれども、以下のような制度的、実務的な措置を講ずることとしてはどうかということで、3. 1のアクワイアラー等につきましては、これまでご議論いただいたアクワイアラーへの登録制、P S Pへの任意登録制の導入を軸とする制度改正を行い、これらの者にイシューアから情報連携を受けることを含め、加盟店調査等を適切に実施する体制を整備させることとするというようにしております。

問題提起がございましたけれども、アクワイアラーをどう定義するかという問題、今、立替払取次業者ということがカード番号の保護でありますけれども、その定義が実態からして狭過ぎて、これまでイシューア中心に組み立ててきたときはそういうやり方でよかったのですが、アクワイアラーを位置づけるとなるときに、まさに法の適用の範囲を確定するという意味からも見直したらどうかという議論がありまして、ここについては今後具体的な法案の作成等において、いただいた問題意識を踏まえながら検討していきたいというようにしております。

それから、消費者からの相談・苦情情報は、通常、アクワイアラー等に直接寄せられないことを踏まえ、加盟店調査の実効性向上のため、いわゆる加盟店情報交換制度に収載される相談・苦情情報を充実させることとするとしております。

次に、国際ブランドでございますけれども、国際ブランドに対しては、主に海外アクワイアラー経由の取引について、無登録の海外アクワイアラー、P S Pの是正や違法な取引を行う加盟店排除等に向けた実務的な協力を求めるというようにしております。こうした実務的な協力が期待できることを踏まえて、国際ブランドへの制度的な措置については、今後、国際ブランドのさらなる実態把握を継続し、海外アクワイアラー経由の取引に関するトラブルの発生状況等を注視した上で、必要に応じ将来の検討課題とするということで、ここの法の取り組みを具体的に進めながら、その実効性をみて、制度的なものについては将来的な検討課題とするというようにしております。

次に、3. 3のイシューでございますけれども、現在、イシューにつきましては、包括信用購入あっせんに係る規定の適用を受けるというようになっておりますが、今回、オフアス取引が一般化して、それに対応する制度見直しをするということですので、これらの規定を加盟店との取引に係るもの、カード利用者との取引に係るもの、それぞれに整理して、前者はアクワイアラー、後者についてはイシューに係る規定として新たに措置をするということとしております。

マンスリークリア取引に係る抗弁の接続や苦情処理義務につきましては、ここに書いてありますように、各イシューがマンスリークリア取引に係る相談、苦情も含めて、法令・会員規約を原則としてではありますけれども、消費者保護を強化する方向に原則を緩和して柔軟に対応している事情、それから、今回、アクワイアラー等に加盟店調査に係る体制を整備させるということで、ある意味、悪質な業者を加盟店網に入れないということに対して、むしろ根本的な対応をとるということを踏まえまして、制度的な措置については、必要に応じ将来の検討課題とするというようにしております。

次に、3 ページにまいりまして、セキュリティ対策でございます。こちらにつきましては、ご承知のとおり、個人情報保護法の改正案が今、国会で審議中でございます。成立いたしましたとして、個人情報の範囲をどうするかということにつきましては、識別符号というものを政令で指定して、その中にカード番号が入ってくるかどうかということに影響されるわけでございます。

そういう意味で、場合分けをした形で書かせていただいておりますけれども、3. 4の

3行目にありますように、クレジットカード番号等が単体として個人情報とされる場合には、クレジットカード番号等を保有する全ての事業者には、個人情報の安全管理措置等を講じることが個人情報保護法上、求められるということになります。この安全管理措置について、割販法において重ねて求める必要はないのではないかということにしております。他方、現行の割販法におきましては、目的のほうにカード番号等の適切な管理というものがかかれておりますし、この適切な管理につきましては、個人情報保護法に含まれない部分として、番号漏えい時の不正使用防止が含まれております。具体的には、カード番号がどこから漏れたときに、漏れたカードが不正利用されないようにモニタリングを強化する。漏らした人だけではなくて、イシューアなどがモニタリングするというようなことを求めておりまして、こうした番号漏えい時の不正使用防止を含んでおります。この不正使用防止対策については、割賦販売法により、クレジットカード取引を事業とする者に求めることが必要というようにしております。

先に下のほうに行きますけれども、個人情報保護法の検討状況に応じて、以下の措置を講じるということで、これはカード番号がということですが、3. 4. 1の個人情報の保護に関する法律の適用対象となる場合には、まず基本的に全てもっている人に対しては個人情報保護法の規制がかかりますので、それだけでは足りないP S Pにつきまして、割販法による安全管理措置を求めるというようにしております。個人情報保護法でカード番号を保有する人、主体全てに義務がかかってくることを踏まえまして、現行法上、クレジットカード等購入あっせん業者、立替払取次業者に課されている加盟店及び加盟店委託先への指導義務を削除するというようにしております。

他方、3. 4. 2の適用対象とならない場合でございますけれども、同様にP S Pに割販法による安全管理措置を求めることにしたいと思っております。また、加盟店、加盟店の委託先等、全てのクレジットカード番号等保有業者に割販法による安全管理に係る努力義務を措置したいと思っております。これに伴いまして、同様に加盟店及び加盟店の委託先への指導義務については削除するというようにしております。

少し前に戻っていただきまして、そこでと書いてあるところの次でございますけれども、カード番号の保護だけが課題ではありませんので、カード番号情報等の保護及びそのほかのカード偽造対策ですとか、非対面取引における本人確認、なりすまし防止ですが、こうしたものの不正利用対策の具体的、実効的な取り組みの方向性やその推進については、3月にクレジットカード取引に関する非常に幅広い事業者、国際ブランドから、もちろんク

レジットカード業者、P S P、加盟店、さらには端末の機器メーカーですとか、セキュリティ対策業者の方にも入っていただいたクレジット取引セキュリティ対策協議会というものを立ち上げましたので、ここにおいて取り組みを継続するというようにしております。

3. 5. その他についてでございますけれども、まず(1)個別信用購入あっせんにおける規制対象の見直しということで、銀行業界から要望をいただいておりますが、これにつきましては次のようにさせていただきます。そういうご指摘がありましたけれども、現在、中小企業を含めた登録個別信用購入あっせん業者が法の規定を遵守している中、銀行等について、法の規定を適用除外とする措置を要するほど具体的な必要性があるとまではいえない。

このため、まず具体的な負担や取引実態の把握を継続しつつ、法令解釈の一層の明確化、どこまでが個別信用購入あっせんに当たるのかということをやより明確化するとか、そうした取り組みを検討、実施していくこととするというようにしております。この部分、直前にお配りしましたセット版は若干反映漏れがありまして、文言が違っておりますので、今お手元にお配りしているほうをごらんいただければと思います。

それから、その上で、係る取り組みでは対応できない負担軽減の必要性が示され、かつトラブルの発生状況等に鑑みて、規制内容が過剰と考えられる状況となった場合等において、必要に応じ制度的な措置の可否を再度検討するというようにしております。

4 ページでございますけれども、(2)取引の電子化に対応する技術的事項につきましては、新たな措置を講じる具体的な必要性があるとまではいえないということで、措置を見送るということにしたいと思います。ただ、今後の取引実態も変化してまいりますし、他法令における電子化の取り扱いの見直しの動向等もきっちり注視していく必要があると思いますので、そうしたものをきっちりみながら、必要に応じ検討課題とするということとさせていただきます。

(3)でございますけれども、特商法における表示に関するものでございます。(3)にありますように、割販法における措置の検討を踏まえ、海外を含む加盟店適正化に向けた官民における対応の端緒とする等の観点から、特商法においても、通信販売における販売事業者等の表示を充実させる等の対応が望まれるというようにしております。

最後、(4)でございますけれども、まさに本日ご議論いただいております特商法の見直しに係る検討において、割販法でも同様の考え方をとるべき事項について、見直しを行うこととされた場合等、必要に応じ割賦販売法についても見直しを行うということで、この時

点ではこういう書き方にさせていただいております。

以上でございます。

○山本委員長 ありがとうございました。それでは、ただいまご説明があった内容について、ご議論をいただきたいと存じます。ご質問、ご意見がございます方は挙手をお願いいたします。では、池本委員、お願いします。

○池本委員 資料４の２ページ目、アクワイアラー、イシューアー等に対する制度的措置というところについて、まず何点か質問をさせていただければと思います。別に委員提出資料を配付していただきました。そこへ細々書いてあるのですが、逐一読み上げると時間がかかりますので、要点を申し上げます。

まず、資料４の２ページの３．１のアクワイアラー等についてというところで、アクワイアラーはイシューアーから情報連携を受けることを含め、加盟店調査等を適切に実施する体制を整備させるというように記載されています。これでいくと、今後はイシューアーとアクワイアラーが分離したら、加盟店の調査対応をアクワイアラーが責任をもってやるということになると、例えばイシューアーから苦情を受け付ける体制を整備するという体制整備の義務を規定するということではないかと思われるのです。その体制整備は、イシューアーからの情報を受けとめるということに絞られるのか、それとも消費生活センターとか弁護士とかからアクワイアラーに対してこういう苦情があるのを調査してほしいという申し入れの窓口をつくるというような意味まで含むのかどうかというようなことです。

それから、体制整備ということと、一定の場合に調査義務、行為規制的なものまで含むのかどうかというところで、こういった体制整備なりアクワイアラーの役割というのが、利用者の利益保護を図るためというような制度目的との関係はどういう位置づけで検討しておられるのかというところです。

さらに、(2)で先ほどのイシューアーからアクワイアラーへの情報提供を受けとめる側から書いてあるのですが、これはイシューアーからアクワイアラーに情報提供するということについて、何らかの制度的な措置を設けるのかどうか。実は、これはイシューアーのほうの記述にも関連していきます。つまり、イシューアーが顧客から多数の苦情を受け付けたような場合に、その情報提供をどうするのか。例えば、前回も議論されていた情報提供の義務づけとするのか、義務づけまではいかないけれども、ちょっと違った観点で、加盟店情報登録制度があるので、その登録をして、それで情報を共有するというようなことにするのか、あるいは、具体的な行為規制ではないけれども、情報提供するというような一定の努力義

務なり方向性を示すような規定を置くのか、イシューアーククワイアラーへ情報が連携されるというのが、具体的にどういう措置なり規定として位置づけられるのかよくわからないので、ご説明いただければということです。

(3)は今の延長なのですが、加盟店情報交換制度に収載される情報を充実させることとするという記載が資料4にあります。加盟店情報交換制度に収載される情報を充実というのが、先ほどのイシューアーククワイアラーから情報提供、登録されるということを意味しているのか、イシューアーククワイアラー以外で登録するというようなことを意味するのか、このあたりもどうやって充実させるのかというのが読み取れないので、教えていただきたいところです。

○山本委員長 どうでしょうか。とりあえず、アクワイアラーということで、かなり大きな論点ですので、ここで切ったほうがよろしいかと思います。ご質問がありましたので、事務局から少しお考えがありましたらお答えいただけますでしょうか。

○苗村商取引監督課長 まず、イシューアーククワイアラーからの情報連携を受けることを含め、加盟店調査等を適切に実施する体制を整備させることとするの意味の部分でございすけれども、これまでのご議論を踏まえまして、基本的にイシューアーククワイアラーから連携を受ける体制が整っていないというか、特に海外について、うまくいっていないものについては、ちゃんと受けとめる体制ができていないことが原因であって、国内同士であれば比較的うまく情報の連携がなされているようなことを踏まえまして、きっちりとイシューアーククワイアラーからの情報連携を受ける体制をつくるのが大切だということで、まずこれを書かせていただいております。

そういう意味では、主として受け付ける情報はイシューアーククワイアラーからの情報ということを念頭には置いております。もちろん弁護士の方であるとか、相談センターから情報が入ってくる。これは入れてはいけない性質のものではないので、もちろん入ってきたものについては当然、加盟店調査をきっちりやる上で参考にするというようなことはあろうかと思えますけれども、こう書かせていただいたのは、どちらかというとイシューアーククワイアラーからの情報をきっちり受けとめる体制をつくるということを中心に書かせていただいております。

それから、調査義務のところでございます。包括信用購入あっせんにつきましては、今、イシューアーククワイアラーのほうに苦情処理の対応の義務に関する条文があるわけですが、これを今回アクワイアラーについて、ないしはP S Pについて、きっちりと位置づけることを踏まえて、イシューアーククワイアラーに寄せて書いてあったものをイシューアーククワイアラーがなすべき義務、アクワイアラーがやるべき調査、そうしたものをきっちりと整理をし直したいということを書いてあります。

利用者の利益保護を図るためという文言が30条の5の2、今のイシューア側の規定に書いてありますけれども、それをどのようにするかとか、その辺につきましては、むしろ今後の法制的な検討によるものかなと思っております。

それから、イシューアからの義務のところをご質問いただきました。情報提供の義務づけなのか、加盟店情報の充実なのか、行為規制ではないけれども、何か方向性を位置づけるような条文なのかということなのですが、これにつきましても、もちろん審議会での議論を踏まえて検討ということになると思います。

まず、包括信用購入あっせんについて、イシューアの義務が全くなくなるということではありまして、再配分するというのでそこは残るわけでありましてけれども、イシューアの義務について、マンスリーに広げるかどうかという論点については、そこまでの必要はないのではないか、少なくとも制度的な義務を課す必要はないのではないかというご意見が前は多かったかなと思っております。

他方、加盟店情報交換制度について、これはやはり充実の余地があるのではないかと。前回、二村委員からも少し定量的な情報も含めて活用できないかというような話もありましたので、そのような形で相談情報みたいなものが活用できないのかとか、今、関係者の方と相談しておりまして、もちろんできる、できないも含めてまだこれからですけれども、そのようなことを念頭に置いております。

それから、JDMの登録につきましては、現在、法律上はイシューアに義務がかかっているわけですが、法律上、アクワイアラーが位置づけられますと、当然、JDMについてはアクワイアラーも登録の義務を負うということが自然なのではないかと思っております。

今のところ、一応このぐらいでよろしいでしょうか。

○山本委員長　でありますので、アクワイアラー側の対応としては法的に措置すると。ただし、法的措置の中身として、消セン、弁護士への対応まで書き込むということは想定していない。また、現行、包括クレジットの中でイシューアに義務づけられている内容は、アクワイアラー、イシューアとで適切に分属させるような姿を今後考えていきたい。

購入者、利用者保護のためにというところは、全体の目的規定との関係で、さらにどのようにするのが落ちつきがよいか考える。

イシューアの苦情情報、通知義務については、包括については先ほどのとおり、マンスリーについてはソフトロー対応というようなこととお答えいただいたかと思います。

ほかにご質問、ご意見ございますか。できれば、今、アクワイアラーの話が提起されましたので、ペーパーで申しますと、2ページの具体的措置の3. 1. あたりで何かさらにご意見がありましたらいただきたいところです。——特にございませんということでありましたら、ほかの論点につきましてもお願いいたします。二村委員、お願いします。

○二村委員　まず、今までの議論をここまで精緻にまとめていただきまして、大変ありがとうございます。基本的な方向性としては、私、このペーパーに賛同しております。

1点、お願いというか、少なくともにじみ出ていると私は勝手に理解しているのですが、今までの議論の中で出てきているのは、今回の改正に向けた検討作業というのは、ただ単にこういう消費者トラブルがあるから、トラブルに対してという対症療法的なものというよりは、取引環境が大きく変わっているということを踏まえた、今後に向けた改正である

と。

それから、その中での位置づけが、やはりクレジットカードの決済が社会において重要なインフラとなってきた。私流の言い方でいうと、ある種の公共財、社会的な財となっている。現にそういう社会的な財であるからこそ、政府もキャッシュレス社会の促進ということで、そこに力を入れていきましょうという政策課題を掲げているわけですから、そのような公共財となり、政府が積極的に関与していましょうという中で、当然、もつべきクレジットカードシステムのありようというものを今回法律の中に書き込んでいる。この視点が非常に重要ではないかと思っております。

そこをもう少し強目に書いていただくというのか、平成20年のときの消費者被害に対してというのと立ち位置がちょっと違ってきているということが、よりわかりやすくなるようにしていただくほうがよろしいのかなと思っております。

○山本委員長　ありがとうございます。ただいまの点は、中間的な論点整理では、クレジットカード取引の利用環境の変化等ということで、クレジットカード取引に関する主体の多様化、その1つとしてオフアス取引の一般化、2つ目として加盟店契約を提供する主体の多様化、そしてさらに近時の消費者相談の動向という形で書いてございます。

きょうは実益のあるところを最初に固めたいということで、資料はこういう形で書いておりますが、最終形は今いったような中身も入るでございましょうし、本日のペーパーでも2ページの上のほうには、取引実態に整合的で、クレジットカード取引システムの健全な発展に寄与し、クレジットカード取引を利用する全ての消費者の利益保護に資する制度のあり方という形で書いている。その辺がにじみ出ているところということではありますが、

このあたりをもう少しきちんと肉づけせよというご意見として承らせていただきます。

ほかにご質問、ご意見ございますか。小塚委員。

○小塚委員 ありがとうございます。まず、二村先生がいわれたことは、私もそのとおりだと思いますし、今、委員長がまとめられたことも賛成ですけれども、改めて申し上げると、二村先生と逆の言い方をすれば、別にトラブルがないといっているわけでもなくて、ただ、トラブルだけに対処するものではない。

そして、こういう制度整備をするときに、やはり消費者の利益は2つの方向で現れるわけでした、1つは取引環境が非常によくない。そのために悪い取引にひっかかって、個別の取引で損をこうむるという形でも現れますし、他方でシステムが全体としてスムーズに、しかも小さなコストで動く、そのことによって便益を得るという形でも現れるわけで、どちらの便益も消費者の便益です。いろいろな統計をとりますと、トラブルのほうは個別の件数で出ます。それに対して、一般的にある便益はなかなか計量化しにくいものですから目にみえにくいのですけれども、制度設計をするときには両方必要で、今回、両方を考えた制度改正だと理解したということで、そのような意味において、二村先生と同意見だということです。

それから、1つ質問のような形で若干問題提起を申し上げますと、イシューとアクワイアラーの間の情報連携が1つのキーだと思いますが、具体的にどの程度のことをすると事業者としてはいいのかというあたりが、多分、事業者側も対象者側の方もご関心だと思うのです。特にイシューから、例えば消費者のクレームをもってきて投げます。投げたのに対して的確な回答が返ってきたら、それをイシューとしては消費者に戻す。これがあるべき姿なのだと思うのですが、例えばアクワイアラー側から非常に形式的な回答が返ってきたとか、投げたのだけれども、回答が返ってこなかったとかというときに、イシューとしてはどこまで追求する責任を負うのだろうか。ここを余り厳しくし過ぎると、結局コスト負担感のようなものがイシュー側に出てきてしまうと思うので、情報連携を具体的にどんなイメージで考えておられるかというのが少しお話があるとやりやすいと思うのですが、いかがでしょう。

○山本委員長 何か今の段階でお示しいただけるようなことがあれば。

○苗村商取引監督課長 今の段階でなかなかはっきりと申し上げられないところなので、すけれども、そういう意味でいうと、実務上への負担というのは当然重要な話ですので、今いただいたお話を踏まえて考えていくということだと思います。今、包括で動いている

ような実態を踏まえて、現状評価を踏まえて考えていくということかなと思っております。

あと、どこまでやればということについては、今の体制整備の条文でも省令で一部書いてあり、さらに監督指針のようなもので書いてあるところがあるので、そのようなところについては、できるだけわかりやすくすることが我々の責任だと思っておりますので、ご意見も踏まえて検討していきたいと思っております。

○山本委員長 現行の包括につきましては、法30条の5の2において、イシューア－は購入者等からの苦情の適切かつ迅速な処理のために必要な措置を講ずるということで、苦情を受け付けたときは遅滞なく苦情に係る事項の原因を究明し、苦情内容が一定の類型に該当する場合に、苦情の処理のために必要な事項を調査して、その調査の結果に基づいて、改善が必要な場合には所要の措置を講ずべきというように規定されて、省令でさらに細かく書かれているわけです。

基本的に、アクワイアラーとの関係では、今回措置をすることになりますと、イシューア－はユーザーから来た苦情をどの程度アクワイアリングサイドに通知するかという話で、その後、ユーザーへの対応ということは、もともと包括の中でも何か法律で書かれている話ではないので、現実の世界においては、そういう対応もかなりされていると思うけれども、今回、措置するとしても、ユーザーにどう対応するかという話は、そもそも法律には入ってこない話ではないかというように一応理解されるかと思います。

ほかにございますか。鈴木委員。

○鈴木委員 前回、資料に基づいて、イシューア－はアクワイアラーへ加盟店に係る苦情発生情報の提供や共有をきちんとして頂きたいということを申し上げたところです。それは消費者トラブルの解決はもちろんなのですが、それだけではなくて、やはり悪質加盟店がいなくなることは、消費者にとってはもちろんなのですが、クレジットカード会社にとっても非常に有益であろうという思いから主張させていただいたのです。何回も何回も申し上げているのですが、要するにトラブルは、イシューア－にしか情報が入らないということがあると思います。

消費生活センターも消費者も、まず伝える先はイシューア－であると思っておりますので、イシューア－からアクワイアラーに情報を共有し、連携していくことが大事ではないかという観点から、イシューア－に対する何らかの措置ができないかなと思っているところです。事務局のご提案の「アクワイアラー等に加盟店調査に係る体制を整備させることに伴いイシューア－による相談・苦情対応の実効性向上が期待できることを踏まえ、制度的な措置につい

ては必要に応じ将来の検討課題とする」という記載についてよく理解できておりません。なぜそうなるか、どのように期待して、具体的にはどのようにお考えになっているのかということをお聞きしたいです。

○山本委員長　では、お願いいたします。

○苗村商取引監督課長　済みません。この紙自体が舌足らずな部分があると思うのですが、前回の議論を踏まえますと、結局苦情が流れていく中で、どこがうまく機能していないのかという議論だったのだと思います。

それで、私どものヒアリングの結果を踏まえますと、お客さんにカード会社みずから調査するというようにいっていない会社があって、それがさらに誤解を増幅している面はあると思うのですが、国内アクワイアラーと国内イシューア－との関係においては、お互いどこに連絡したらいいのかわかっているので、イシューア－側もお客さんに対して、まず自分で加盟店とやってくださいというように原則を伝える一方で、自分で情報を流しているということがあったと思います。

ですので、むしろアクワイアラーのほうにきちんとした受け皿をつくらせれば、そういうことが海外のアクワイアラーとの関係、海外につなげられる登録P S Pとの関係でもうまく流れるのではないだろうかというのがこの前のご提案だったので、まずそこをちゃんとやるべきではないか。

まず、包括につきましては、今でも苦情処理、先ほどの30条の5の2という規定がございます。それがあって、多分、議論をより分けると、マンスリークリアについて、さらに広げるべきかというご議論だと思うのですが、そこについては、前回の議論では、どちらかといいますと何か新たな制度整備というよりは、ソフトロー的な対応と、あとアクワイアラーの受け皿をちゃんとつくるという制度的な部分を組み合わせれば、これまでうまくいっていなかったものは流れるのではないかとということで、こういう書き方をしているということでございます。

○山本委員長　ほかにごございますか。議論は当然、アクワイアラーとイシューア－は関連しますので、両方対象にいろいろご質問が出ているかと。ただいまの鈴木委員のご質問は、2ページのイシューア－のマンスリーの話をされたということですね。

○鈴木委員　はい、そうです。

○山本委員長　それについては、前回の議論で当面、ソフトロー的な対応でどうかというのが多数のご意見だったので、その方向でまとめさせていただいているということです。

ほかにございますか。沢田委員。

○沢田委員 ありがとうございます。ペーパー全体に関しましては、私もほぼ納得できるもので、違和感なく受けとめることができております。

今後の具体的な措置はいろいろ期待するところではあるのですが、限界ももちろんあるというのは承知しております。今後、法文に落としていかれる段階においては、現行法で調査という言葉を使っているのが、とても多義的に、個別案件の調査とか消費者の苦情に応えての個別の調査という意味にも使われているようにも思いますので、本来、調査という言葉で何を求めるのかというのを今よりも明確にさせていただいたほうがいいのではないかとというのが1点です。

2点目に、アクワイアラーに対して、加盟店が悪質であるという情報提供についてです。イシューアからアクワイアラーに情報提供してほしいという要望がありますが、イシューアの立場に立ってみると、たくさん苦情が来たからといって、それで悪質と判断できるかという、もう一步判断が要るわけでして、その判断をするための情報をさらに集めるとしたらかなりのコストがかかると思いますし、リスクも伴う。手元にある情報、すなわち消費者の言葉だけを信じて悪質扱いをするということは、イシューアにとってはリスクがあることだと思いますので、それは義務としてお願いするわけにはいかないのではないかと個人的には思っております。

それにかえて、先ほど相談情報との連携という検討をされているという話がありましたが、例えばP I O—N E Tに入ってくる情報の中から、悪質そうだと国民生活センターが判断した事例を個別にアクワイアラーさんに提供いただくとか、加盟店情報交換制度に載せられるようにするとといった方向も考えられるのではないかと思います。これを行うために法的な措置が必要かどうかはちょっとわからないのですが、そういったこともぜひお考えいただければと思います。

最後に、本筋の話ではなくて恐縮なのですが、4 ページ目の(3)、先ほど特商法の検討状況をご説明いただきました。通信販売における販売事業者等の表示を充実させる等の「対応が望まれる」という点にはそんなに異論はないのですけれども、それを特商法において義務づけるというところまで、この割賦販売法の議論の中で合意ができているかという、そうではないのではないかと思います。

ここでは割賦販売事業者の意見は十分に反映されてきたと思いますけれども、特商法の義務の対象となる通信販売業者にとって、特商法で義務づけられることでどんなインパク

トがあるか、どれだけのコストがかかって大変かといったことについては全く検討されていませんので、「特商法において」対応が望まれるというところは、少し表現を緩和していただけないかという要望でございます。

以上です。

○山本委員長 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。――沢田委員から、加盟店調査と一口にいても、加盟店の何をどの時点でどのぐらい調査するか、いろいろなものがあるという、ごもっともなご指摘をいただきました。ほかによい言葉遣いについて、もしご提言があれば、後でもよろしいので、よろしくお願いします。そこはなかなか良い表現が難しいので、今、ひっくるめて加盟店調査とってしまっているのです。法律には30条の5の2できちっと分けて書いているけれども、それを一言でいいあらわすネーミングがないので、ひっくるめていっているという状況ではないかと思います。

ほかにご質問、ご意見ございますか。岩崎委員。

○岩崎委員 私からは、2ページ目の国際ブランドについて一言申し上げたいと思います。2行目に加盟店の排除等に向けた実務的な協力を求めると書いてあるのですが、この協力を求める主体は日本政府と理解していいのですか。それともカード業界ですか。

○山本委員長 その点はいかがでしょう。

○苗村商取引監督課長 私どもも、この審議会と並行して、特に海外、全て外にあるものについて、やはり割販法では限界があるものですから、どういう形で協力できるのかというようなご相談というか、お話はさせていただいておりますので、政府がというと政府を代表しているかどうかちょっと疑問なのですが、我々行政といたしましても、そこはしっかりした協力関係ができるように調整していきたい、さらに具体化していきたいと思っております。

ただ、全て行政がということではなくて、当然、業界側と国際ブランドの連携も必要だと思うので、お答えするとすれば、双方を含んでいるとお考えいただくのがいいかと思います。

○岩崎委員 ありがとうございます。今回議論してきたいろいろな消費者トラブルの原因の1つは、海外アクワイアラー及びP S Pの問題だと思います。アクワイアラーを登録制にすることで、ある程度トラブルは減るかもしれませんが、本格的に減らすためには海外アクワイアラー、P S Pをどうするかという問題がありまして、そのかなめにいるのは、国際ブランドだと思うのですが、一言で国際ブランドといいましても、V I S Aもありま

すし、マスターカードもあります。VISA自体もVISA USAもあれば、VISA Aヨーロッパもありますので、すごく難しい。最近では銀聯もすごい勢いで拡大しています。こうした国際ブランドとどのように実効ある、実務的な協力ができるのかが大切ですので、ぜひその取り組みを積極的に行っていただければいいと思っております。

以上です。

○山本委員長 ありがとうございました。ほかにご意見、ご質問ございますか。池本委員、お願いします。

○池本委員 先ほどご説明いただいた中のアクワイアラーの加盟店情報交換制度の情報を充実させるということに関連して発言します。

先ほどのようなご説明の中でも、国民生活センターのPIO—NET情報をJDM、加盟店情報交換制度の中に取り込むなり情報提供することで、情報として充実するのではないかというご意見がありました。PIO—NET情報は、個々の相談者とのつながりを注意深く排除して、かなり抽象化した形で記載されているので、それ自体が加盟店調査なり、措置の根拠事実として使える性質のものにはならないはずなのです。

一定の傾向なりを参考情報としてみるという意味はあるかもしれませんが、例えば特定商取引法でも、その情報が多いから、あるいは悪質なものが多いから処分するなどということには絶対使えませんし、その意味では、やはり直接の情報の流れてくるルート、顧客、あるいは消費生活センターからでもいいのですが、イシューに寄せられ、それがアクワイアラーに寄せられるというルートをきちんと整備して、情報が流れるようにしておかないと、PIO情報でたくさん入ってくれば、それでぱっとみきわめができるかのようなのは誤解ではないかと思しますので、申し上げておきたいと思います。

○山本委員長 ほかにご質問、ご意見ございますか。二村委員、お願いします。

○二村委員 今の池本先生のご発言は、私の定量的というところとちょうど関連するものですから、定量的と前回申し上げたことを少し補足しておきますと、ただ単に量が多いからいい悪いという問題ではもちろんないと思うのです。

ただ、データ量がふえればふえるほど一定の統計的な優位な差が出るであろうという仮説のもとに、当然、各社は今まで加盟店との取引、消費者からの苦情、その他のデータももっているであろう。そうすると、どのようにふえた場合には、どういうことが起こり得るかという予測をすることが、それぞれの会社でモデルとしてどんどんつくり上げることができないのだろうか。そこにPIO—NETなり、間口がもっと広い情報が加味されて

くれば、より有効な手だてができるのではなかろうかという背景のもとです。

つまり、ここは各社の合理的裁量に期待するとしたらどうかと私は再三申し上げておりますが、その中身は各社、当然、精緻に磨き上げていきますよねという多大な期待と信頼のもとに申し上げているわけであって、今までのプラクティスが全て最善なのだから、何も変える必要がありませんとか、今後に向けて改善努力をする必要がないということを申し上げるつもりは全くないのです。

ただし、そのようなプラクティスを改善していくためには、当然必要となるツールや情報は必要だろう。その情報は、どのようなごみデータであろうとも、多数入ってくるというのはビッグデータの処理の中では意味をもってくるはずだという理解のもとに申し上げているということです。

○山本委員長　　今、いろいろな議論が出ていまして、つまり国センのデータをJDMにつなげるという話と、個社が国センの定量的なP I Oのデータの提供を受けて、個社の悪質加盟店排除に生かすと。いずれも相手のある話でありまして、将来の1つのアイデアということでご発言いただいているということで、今後、生かせるところは生かしてまいりたいと思います。

ほかにございますか。尾島委員。

○尾島委員　　アクワイアラーの話になったので、またその関連で1つです。

今、アクワイアラーをずっと調査していくということで、いろいろなデータがあって、この加盟店はよくない加盟店だということが、一般論としていえるかどうかわからないのですけれども、ある程度わかったというときに、アクワイアラーが何かをしなければならぬというようなことについて、義務ですが、そういうものを措置するのかどうかということについて一応確認したいと思ったのです。確かに悪質加盟店とわかりましたという事実だけで、そのままずっと流れてしまうのでは意味がないので、アクワイアラーに課される義務の内容です。

さっきの 이슈アーについても、どういう義務が課されるのかというのはある程度重要だと思うのですけれども、アクワイアラーの義務の内容、確かに調査の義務はあるということになったその先について何かあればと思いました。

○山本委員長　　では、包括の世界で一応法令の理解はあると思いますので、そのあたりをお答えいただければ。

○苗村商取引監督課長　　まさに何が悪質かというのが非常に難しい話でありまして、一

般的にも難しいですし、法律に書くとなるとさらに難しいので、こういう人は悪質で、悪質な加盟店を切りなさいという具体的なものを書くというのは、我が国の法制においてはほぼ不可能ではないかと思っております、どちらかというと中心的に念頭にあるのは体制整備です。加盟店の調査を適切に行う体制のあり方。その中で、悪質な加盟店については指導ないし排除をするというようなことをやっていっていただくということなのかと。

つまり、体制整備の中で、個々の悪質加盟店をどうしなさいという規律よりは、きっちりと入ってくる情報をちゃんと集約して、どこまで書くかというのはまた別ですけれども、初期審査と途上審査というのがあって、その両方を合理的な採用の範囲内でしっかりと、ただ総体としてはきっちりとやっていただいて、その結果として、悪いものについてはきっちり排除していくというような体制をつくっていただくというのが、あり得る規定のあり方かなと思っております。

○山本委員長　　イシューを義務主体としている現行法でもそういうことです。今度、今まで全然義務のないアクワイアラーに義務を広げる。しかもマンスリーというか、個別の支払い回数とか、支払い期間を全然関係させないで、包括的に義務を課していく。その場合のレベル感については、現行法の包括のベースで考えている。個別クレジットは現行法は色合いがちょっと違う。そういうことでご理解いただければと思います。

ほかにご質問、ご意見ございますか。小塚委員。

○小塚委員　　今、尾島先生がいわれたことが若干気になったのであれですけれども、今、尾島先生は悪質らしき、苦情が出てきたような加盟店に対してどう対処するかという問題をおっしゃったと私は理解したのですが、それは当然、加盟店契約のある話ですので、契約上、契約終了事由がない限りは悪質だとレッテルを張って排除することができる世界ではないのだと思うのです。

ですから、直接的には、それは契約上の終了事由の適用に際してどれだけ情報を正確に使っていくかという話であり、中期的に言えば、今度、契約の書き方をどう工夫していくかという話であり、そういうことについて個別の苦情、その他の情報が有用なので、その情報の使い方を二村先生的に言えば精緻にしていく体制をつくりなさいというのが今回の法の改正の趣旨だと私は理解したのですが、よろしゅうございますか。

○山本委員長　　はい、そのとおりです。ほかにご質問、ご意見ございますか。池本委員。

○池本委員　　今のアクワイアラーの負うべき措置なり義務なりの中身と、私がその前のご説明で受けとめていたものと、そごがあるのかもしれないので、さらに確認させてくだ

さい。

アクワイアラーについて、登録制と苦情情報を受けとめ対処するという体制整備の規定を整備するということは、マンスリーか包括かを問わず、そういう体制整備義務のところまでは入れると。

その話と、これはイシューアのほうの規定との関連になるのですが、先ほど来出ている現行法の30条の5の2が、イシューアの義務として全部まとめられているのが実態とそこがあるので、これをアクワイアラーとイシューアーとに書き分けるとすると、包括クレジットに関する限りは30条の5の2の限度でアクワイアラーがその情報を得たときには、一定の調査、対処する義務というのが行為義務の形で残るのではないかと思います。そこはどのようなでしょう。現行法を維持するとなれば、その範囲では必要ではないかと思うのですが、そういう理解ではないのですか。

○山本委員長 それは加盟店契約解除まで義務づけられるかということですか。

○池本委員 いやいや、別に解除義務をとっているのではなくて、まさに調査、対処という現行法は……

○山本委員長 ただいま尾島委員、小塚委員からのご質問との対応で答えられたので、そこまではないということです。

○苗村商取引監督課長 もし誤解があったら、もう一度お答えさせていただきますけれども、30条の5の2自体が丸ごとなくなるわけではありませんので、イシューアがカードホルダーから苦情を受けた後の適切な処理義務というのは残るわけです。オフアスの加盟店に関する調査自体は、恐らくアクワイアラーのほうにやっていただいたほうがいいだろうということでございます。

あと、最初におっしゃったとおり、アクワイアラーについてはマンスリーか包括信用購入あっせんかというような区別なく、加盟店の管理をやっていただくという方向でずっと議論が進んでいるということです。

○山本委員長 ほかにご質問、ご意見ございますか。もうイシューアのことで大体ご議論が出たということであれば、セキュリティのほうに移らせていただきますが、……さらにご覧いただけますか。では、お出してください。

○池本委員 イシューアの役割ということの関係で、先ほどの質疑の中で既に出ていると思うのですが、前回までの議論で、相談現場からの指摘として、従来のアクワイアラー、イシューア兼業でやっていたところと、最近、イシューアだけ、カード発行だけをやって

いるようなところで、対応に非常にばらつきがあるのだという問題指摘もありました。

あるいは、イシューが自主的に対応しているというのも、契約不履行があるとか外形的に判別が容易なものについては過半数が動いてくれるけれども、いろいろ事実関係を調査しなければみきわめられない問題になると、途端に対応が低いのだというような指摘がありました。

どうも今回のとりまとめ案のところでは、そのあたりの分析が捨象されて、イシューは自主的な対応が基本的にできているから、そこについて制度的な措置は不要であるというようにまとめられてしまっているように感じました。

その意味で、先ほど来申し上げている、せっかくアクワイアラーに義務を課しても、イシューの対応がきちんとつながっていかなければ、アクワイアラーだけでは動きようがないということとの関係で、私の発言レジュメの3ページ、4ページで具体的な問題提起をさせていただきたいと思います。

まず第1に、法的なペナルティーを伴う義務づけというのではなくて、ある意味では理念規定、訓示規定なのかもしれませんが、今日、イシュー、アクワイアラー、決済代行というように多数当事者が介在するオフアス取引がふえている。それがむしろ多数を占めている中で、マンスリーか包括信用かを問わず、両方を含めて、顧客の苦情情報について、情報の連携などをして、そういう不適正な加盟店の取引を防止するというような包括的な理念規定を設ける必要があるのではないか。これまで一定の義務というのと、すぐ個別規定で直ちに処分がついてコスト負担になるというような議論がありましたが、やはり今回の一連の議論は、利用者の利益を保護するためという基本のところは欠かせないはずですから、その意味で抽象的な規定であっても設ける必要があるのではないかという点がまず第1点です。

第2点目は、先ほどのアクワイアラーについては、マンスリーか包括かを問わず、苦情対応の体制整備を行うという限度では入れるというお話がありましたが、むしろそれと同様な趣旨で、マンスリークリア取引のイシューに対しても、顧客の苦情の対処を個別の行為規制、行為義務ではないとしても、適切な対処を行う体制を整備しなければならないという限度での義務規定を置くべきではないか。それを置くことによって、イシューからアクワイアラーへ情報がきちんと流れていくという基盤が整備されることになりますし、個々の取引についてちゃんと連絡していない、けしからぬという直結ではないのですが、少なくとも体制整備はちゃんとやってくださいという限度で、例えば行政的にも指導でき

るとか、そういう手がかりとなる規定ということが必要ではないかという点が第2点です。

第3点は、さらにもう一步踏み込んで、前回の議論のやや蒸し返しになるかもしれませんが、イシューは苦情が来たら常に毎回情報提供せよというのではなくて、同種苦情が多発したときとか、もちろんイシューは、特定の販売業者のトラブルはいろいろなところへ分散しますから、多発する場面はそう多くはないのかもしれませんが、同種苦情が多発するような場面では、一定の行為義務、情報提供義務が発生するという規定を入れるということも必要ではないか。特にイシューの中で対応に非常にばらつきがあるということからみれば、現在きちんとやっておられるところについて新たな負荷をかけるというよりは、対応不十分なところの底上げをするという意味で必要ではないかと私は考えます。

特に前回、コスト負担が増大するということが繰り返し指摘されました。ただ、あの議論は抗弁接続の話と加盟店調査対応の話を一くくりにして議論し、どちらかという抗弁接続が入るとコスト負担が大きくなるということが中心だったようで、むしろアクワイアラーとイシューのそれぞれに対処義務が入ることによって、今後の苦情は減っていくということが期待されるわけですから、もちろんコスト負担が全くふえないと申し上げるのではないのですが、受任可能なコスト負担ということではないか。

最後に、一番下に丸だけつけてあるところですが、従来、マンスリークリア取引は苦情発生率が非常に低いとか、取引額がごく少額で、それに調査、対処の義務ということはコスト負担が耐えられないのだという議論がありました。

これについて、最後のページにトラブル発生割合なり、金額の捉え方はどうなのだろうかということで、事務局を通じて国民生活センターにデータを出していただき、日本クレジット協会の与信額の年間信用供与額の資料などで少し整理してみたのです。

一番上の表が年間信用供与額で、大事なのは一番右で、契約件数と年間信用供与額で見ると、マンスリークリアは1件当たり1万1,000円ほどである。包括信用は2万8,000円ほどであると。確かに2倍以上の開きはありますが、マンスリークリアが包括信用に比べて格段に低くてということでは決してないのではないかという点が1つと、今回、P I O—N E Tに寄せられた苦情、相談の購入金額を国民生活センターからお出しいただいたのですが、これをみますと、それまでに出ていた苦情・相談件数で割りますと、1件当たりの相談件数がマンスリークリアは14万、包括信用は23万、こういう違いで、もちろん2倍近い開きはあるのですが、何千円とか1万円レベルの相談について、一々調査するのはコスト負担にたえないという議論とはちょっと違うのではないかという実態も踏まえて、先ほ

どの3つのレベルの規定を提案いたしました。望むらくはその3つ、少なくとも1つ2つでもぜひ検討していただきたいと思います。

以上です。

○山本委員長　基本的にはご意見をいただいたかと思いますが、事務方で何か補足説明のようなことは必要でしょうか。

○苗村商取引監督課長　対応をどうするかということについては、まさにご意見を踏まえて議論をいただくということだと思いますけれども、前回、コストの話で申し上げたのは、規制対応のコストは無視できないのではないかとということで、要は、現状でいえば国内アクワイアラーに対して、ファクスなり電子メールなり電話なりで確認ができるようなものが、規制になると、今度は記録保存であるとか、こういう情報を伝えなければいけないとか、どうしても規制であるがゆえに発生してしまうコストがあって、それが特に収入の範囲が限られているマンスリークリアにおいては無視できないのではないかとということ。を申し上げたつもりでして、そこがまさに規制を正当化するほどのトラブルがマンスリーに発生しているのかどうかという件だと思います。

あと、いただいた資料で、正確に書いていただいているのだと思うのですが、一番上のほうは契約1件当たりの信用供与額であれですが、真ん中の契約購入金額の表の一番右は、正しいのだと思います。相談1件当たりの金額ということになっていまして、前回いただいた出会い系のようなものと100件とか数十件分がまとめて1件の相談として来ているのですけれども、例えばこうした場合のクレジットカード側の対応コスト、もちろん取引件数に比例するというわけではありませんが、それぞれどういう取引かというのを一個一個確定して調整しなければいけないということを考えると、相談1件当たりではなくて、契約1件当たりでみるほうが対応コストについて近いのではないかと感じましたので、その点、もしご意見とかがあれば。

○山本委員長　それでは、イシューアの苦情通知義務について、努力義務以下のご提案等もいただいたところでありますが、この論点について、さらにご発言があれば賜りたいと思います。與口専門委員、お願いします。

○與口委員　今までの繰り返しのような発言になって恐縮なのですが、やはり相談、苦情といいますか、そういった現場の状況を本当にご理解いただいた上でご判断いただかなければいけないような気がいたします。いわゆる相談、苦情といっても、本当に多種多様なものが混在して存在しておりますので、先ほど来から出ているように、悪質とい

うものとか、悪質な加盟店というようなものについて、一体、誰がどこでどのように判断して行動を起こしていくのかというのがきちっと整理されないうちに、イシューであるとかアクワイアラーが、それぞれ期待値だけで何かをできると思われても非常に難しいような気がいたします。

そういう意味では、今、くしくもいろいろ議論されているように、本当に壊滅的な何かが起こっているというのであれば別ですけれども、我々のほうのカード会社も一生懸命対応しておりますので、その中で、ある程度のレベルに落ちついているということであれば、今の状況をきちっとみきわめていただいた上でご判断いただきたいというのを本当に繰り返しのようですが、お願いしたいと思っております。

そういう意味では、今、包括信用購入あっせんとして行われていることが、引き続きそれぞれアクワイアラー、イシューーとなっても一定のレベルで行えるような状況は業界としてもやっていきたいと考えておりますので、その辺はご理解いただきたいと思っておりますのでございます。

○山本委員長　ほかにございますか。もし必要があれば後でまたこの論点に戻ってまいりますけれども、時間の関係もございまして、資料４の３ページのところからセキュリティ対策、その他という項目がございますので、この部分につきましてもご質問、ご意見がありましたらお出しいただきたいと思います。二村委員。

○二村委員　当たり前のことの確認ではあるのですが、３．４．１と３．４．２が保護法の対象になるかならないかと単純に並立で書いているのです。大前提としては、今回、クレジットカード情報というのは、オフアス取引の場合にはちゃんとお店からアクワイアラーを経由してイシューーのほうに回ってという情報自体が、転々とまではいわないけれども、ある程度流通する、第三者提供されていくという構造であると。それをそのまま保護法の第三者提供の制限にばこんと乗せてしまうとワークしない。そこに対して一定の危惧感というか、問題意識をもっているので、３．４．２がある。大前提としては、そのような情報が流れるということを阻害するものであってはならないということが入っているという趣旨で理解してよろしゅうございますね。ニュートラルに、３．４．１と３．４．２は単に並立でございましてということではないという理解でよろしゅうございますねということです。

○山本委員長　ご質問にお答えいただけますか。

○苗村商取引監督課長　おっしゃるとおりでして、３．４．１か３．４．２かというこ

とよりも、私どもの問題意識に近い形で申し上げると、3. 4. 1になる場合であっても、当然クレジットカード取引というのはカード番号、決済情報が転々流通してイシュアーのところに届いて処理されると。まさにそれそのものでありますので、それができなくなるようなことは絶対にできない。ビジネスを破壊してしまう話ですし、そもそも世界中でやっている中で、日本だけがなぜかそうになってしまうというのはやはりおかしいと思いますので、そこはそういうつもりで調整していきたいと考えております。

○山本委員長　ほかにございますか。——ちょっと確認なのですが、ここの書き方です。上の5行目に、保護法のほうで、先ほどの政令で入ると、安全管理措置について、割賦販売法において重ねて求める必要はないと。そこで、3. 4. 1をみると、PSPには安全管理措置を求めると。安全管理措置という言葉がいろいろなところで出てきます。3. 4. 2でも安全管理措置を求める。ここは、この書きぶりだとわかりにくいということはないですか。

○苗村商取引監督課長　ご指摘いただいて、そのとおりだと思います。報告書で書くときは、より丁寧にわかるようにしたいと思っております。安全管理措置について、割賦法において重ねて求める必要はないというのは、主として加盟店ですとか、その他のカード関係の情報をもつ事業者のことを念頭に置いて書いておりますので、そういう意味ではわかりにくいと思いますし、言葉の使い方について、安全管理措置という言葉についてもきっちりわかるように説明をした上で使いたいと思っております。

○山本委員長　その点はよろしくお願ひしたいと思います。ほかにございますか。大谷委員、お願いします。

○大谷委員　また少し前に戻ってしまっただけで申しわけないのですが、イシュアーの対応についてということで、これはお願いという形になるのかもしれませんが、やはり消費者の側はイシュアーに対してお話をする機会しか設けられておりませんので、その後、その苦情がきちんとアクワイアラーに伝わっているのか、どのような調査がされ、対応されているのかというのは全くみえない状態になります。

そういう中で、消費者が何とかしてほしいということを申し出する先はイシュアーしかないですから、やはりその点でイシュアーからアクワイアラーへの情報の提供であるとか、決済代行を含めたアクワイアラー、イシュアー、決済代行、消費者というような情報の共有化みたいなものが図れていかないとトラブルの解決はならないと思います。この点が一番重要なのだということを、イシュアーの対応の中に考え方を盛り込んでいただくという

検討もしていただけないかなと思います。

○山本委員長　ほかにございますか。二村委員。

○二村委員　今の二村委員と池本先生のペーパーと、理念を書き込むという点で共通のお話かと思うのですが、先ほど小塚先生からお話がありまして、利用者の利益について、どのようなものとしてみるかという、今回は両面のところを目配りしましょうというのが非常に大きいかなと思うのです。

池本先生のご提案等でいきますと、こういう単純な理念型で書いていくと、どちらかというと被害を受けたものについてということを中心とした書きぶりになってしまって、消費者全体の利益という観点が弱まった書きぶりになってしまうのではないかな。

では、両方書いたらどうだということになると、それは目的規定と何が違うのだという話になってきますので、あえてこういうものを置く必要が果たしてどれだけあるのだろうか。特に今回の制度設計、出てきているご意見の中からみる限りは、ここだけ突出して書いていくということはバランスを失しないかなと思っております。

○山本委員長　ほかに。ほとんど全般にこれまで順次ご議論いただきましたが、まだこの部分について意見があるとか、ご質問があるということもあるかなと思いますので、お出しただきたいと思います。沢田委員、お願いします。

○沢田委員　ありがとうございます。セキュリティ対策のところ、二村委員からご指摘があった点について、転々流通するクレジットカード番号をどのように考えるかというお話だったと思います。現行法でも第三者提供は個人情報だからといって禁じられているわけではなくて、提供することにつき個別に同意をとっていれば全然問題ないわけなので、今、仮にクレジットカード番号が個人情報だったとしても、クレジットカード番号を消費者が入力する時点、提供する時点で、次々といろいろな業者さんの手を渡っていくことに関しては同意がとれているという整理ではないかなと思っていたのです。

この辺は藤原委員に補足していただいたほうがいいかもしれないですが、途中で通るPSPが誰であるとかまでは消費者は知らされていないわけですが、そこは委託という考え方でクリアしているのではないかなと思ったのですけれども、違ったら教えてください。

今回の個人情報保護法の改正は、プライバシー保護といいますか、プライバシーへの影響についても配慮しようという趣旨の法改正が半分だと理解しております。そうだとすればクレジットカード番号についても同様の配慮が必要で、クレジットカード番号が個人情報に当たらないと言い張るよりは、個人情報の中にきちんと位置づけて、プライバシ

一保護の観点も含めて規律されたほうが健全ではないのかなと。

今回の法改正で、第三者提供について記録保存などの義務がかかってくることになるのは確かに問題があるかもしれませんが、それは別にカード番号だけの話ではなくて氏名とかにも係る話ですから、むしろ個人情報保護法改正案の問題点として議論すべきではないかと思いました。

以上です。

○山本委員長 藤原委員、お名前が上がっておりましたので。

○藤原委員 今の沢田委員のような考え方は十分に成り立つとというか、前提はそうだと思います。ただ、それを前提としてもここでの整理は、今、国会審議の途中であるけれども、今度の目的規定が経済の必要というものをかなり強調した形になっておりますが、それとの関係で、該当するとするのとしないとするのとどちらがバランスがいいのかということについては決まっていない。本日の整理は中立的で、決まっていないから、2つの方向で安全管理措置をしましょうということです。割販法で求められている措置については、それぞれ別のところでもう一回手当てしなければならないということを書いてあるだけ、結論を待っているというだけで、特に第三者提供に対する議論の対立のみを反映しているわけではないので、私はこれで結構だと思います。

○山本委員長 どうもありがとうございました。ほかにご発言ございますか。鈴木委員、どうぞ。

○鈴木委員 しつこいといわれてしまいそうなのですが、先ほどの池本委員、大谷委員と同様の思いではありますが、理念的なことを法律に書くのはなかなか難しいということであれば、せめてイシューからの情報連携や、アクワイアラーからどうやって情報がイシューに戻ってくるのか等、いろいろな情報の連携方法などを具体的に議論する場を将来的に、すでにクレジット取引セキュリティ対策協議会というのが設置されていますけれども、このレベルでなくてもいいので、せめて関係するみんなが集まって議論するような場がつかれないかと考えております。

○山本委員長 そのようなことが最終的なとりまとめに書き込めるかどうか、現在の国センは協会とは定期的に協議の場をもっておられるとは思いますが、その場でもいろいろなイシューがございましょうから、また本件の問題に限っての場を設けるといっても1つの考え方かとは思いますが。

ほかにございますか。池本委員。

○池本委員　先ほど理念規定の位置づけということについて、利用者保護には一般的な消費者全体とトラブルに巻き込まれる人の両方がある中の一方だけの意味で書いていくのは不適切だというご指摘があったのですけれども、そこは私が申し上げているところの意図を受けとめていただけていないところがありますので、申し上げておきたいと思います。

特に理念規定を入れてはどうかという意味では、ここでの議論で、イシューについては自主的な対応、アクワイアラーについては体制整備の規定をというところまでは事務局提案の中でも出ているところです。ところが、その2つが、特に自主的に対応するというのはどこにも規定などないわけで、条文の中ではアクワイアラーの登録義務や体制整備だけが条文に上がってくると、一体、誰に向けた何のためのものか、イシューとの関係はどうなっているのかが、法文をみる限り理念が全くみえないのではないかと。それでは困る。

だから、一方は自主的、他方は法的な位置づけであるとしても、その全体を通じてオフアス取引に対するあり方の理念規定を置くということですから、それは個々のトラブルに巻き込まれた利用者であり、その後の消費者一般の安心・安全につながるから、何ら規定として矛盾はないと思います。

以上です。

○山本委員長　割販法には、目的規定以外は理念についての定めは余り置いてないけれども、理念規定というのはどう解釈されるかがみえないのです。それぞれ皆さんお立場に応じて自由奔放に解釈される。この後、立法措置や実務的取り組みの内容を精密にさらに検討していこうという中で、果たしてそのような理念規定を定めるということが生産的かという問題もあるように思います。ただ、最終形の中に、よりソフトな形で、現在やっている取り組みをある程度支援するような形でいろいろな理念を書き込めないかという考え方もあろうかと思いますが、それは皆さんからいろいろご意見をいただきましたので、さらに検討させていただきたいと思います。

ほかにご質問、ご意見ございますか。小塚委員。

○小塚委員　全く違うところで、個別信用購入あっせんのところについて、今回は具体的な必要性を認めないというまとめ方をされて、このこと自体について、今、異論を申し上げる趣旨ではないのですが、その後で、何か今後の取り組みで対応できない負担軽減の必要が示された場合等において、制度的な措置の可否を再度検討することとすると言われました。このニュアンスといいますか、具体的にはどういうことを考えておられるのか。例えば、次の定期的見直しの機会とかということを考えてられるのか、何かこういう具体的

な問題が出てきた時点で随時対応するというご趣旨なのかちょっと伺いたいと思います。

○苗村商取引監督課長　　时期的なものまで念頭に置いて書いたわけではございません。考え方として、今回は法改正をして負担軽減を図るまでの必要性がないわけですが、まず法律以外のところで、とにかく目いっぱい検討して、それで、なおできない場合には未来永劫、見直しをしないという結論をここで出すのではなくて、将来に応じて再度検討するというを書いたので、タイミングまで念頭に置いて書いたものではございません。

○山本委員長　　これは第9回で議論いただきまして、そこのご議論の中で、やはりマニュアルの整備であるとか研修負担、メガバンクなどはそこがやはり一番困っているということでした。もともとは平成20年に指定役務制をやめたから割販法が定型教育ローンにかかってきたという問題なのです。では、もう一回、指定制を見直して、一個一個、ほかに困っているところはないかということは今できないものですから、とりあえずはそういう運用で困っておられるところを何とかカバーすることを考えましょう。それで、それでもどうしてもということであれば、再度、法の見直しみたいな可能性もあるということが書いてあるということでご理解いただければと思います。

ほかにご質問、ご意見ございますか。——それでは、もしございませんようでしたら、本日はあらゆる論点についていろいろ活発にご質問、ご意見を頂戴いたしまして、まことにありがとうございました。一応、基本的にはこの方向性で大宗はご支持をいただいたものと考えておりますが、さらにいろいろ追加のご意見等もいただいたところでありますので、最終のとりまとめに向けて、事務局に作業をよろしくお願いしたいと思います。

それでは、最後に事務局から次回についてご連絡をお願いいたします。

○苗村商取引監督課長　　ありがとうございました。次回ですけれども、本日の議論を踏まえて、日程と議題について改めてご連絡を差し上げるということで、近日中に別途ご連絡をさせていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○山本委員長　　それでは、これをもちまして割賦販売小委員会の第12回を閉会いたします。本日はどうもありがとうございました。

——了——